# 意見の聴取に関する手続規程

（趣　旨）

第１条　網走海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（以下「法」という。）第１０条、第３４条第４項、第３７条第１項、第３８条第１項並びに第３９条第１項、第２項及び第１３項（第３６条第３項において準用する場合を含む。）並びに第３８条第３項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（開催の決定）

第２条　委員会において、意見の聴取（法第１０条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第１３条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

（会議上の拘束）

第３条　委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

（期日、案件の公示）

第４条　委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の２週間前までに、令第１条の２において準用する行政手続法第１５条第１項第１号から第３号に掲げる事項を公示する。

２　前項の公示は次に掲げる方法による。

(1) オホーツク総合振興局の掲示場に掲示

(2) 市町村の掲示場に掲示

(3) 漁業協同組合の掲示場に掲示

（意見の聴取の期日の変更）

第５条　委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

２　委員会は、前項の申立てにより又は職権で意見の聴取の期日を変更することができる。

３　委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第１条の２において準用する行政手続法第１７条第１項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第６条　委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、

弁明を制限することができる。

２　委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

（参加人の参加許可の手続）

第７条　令第１条の２において準用する行政手続法第１７条第１項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の１０日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出するものとする。

（文書等の閲覧の手続き）

第８条　法第３４条第７項（第３６条第３項、第３７条第４項、第３８条第５項並びに第３９条第４項及び第１４項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。

２　委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第１１条第３項及び第１２条第２項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に充分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

３　委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第３４条第７項後段（第３６条第３項、第３７条第４項、第３８条第５項並びに第３９条第４項及び第１４項において準用する場合も含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第９条　令第１条の２において準用する行政手続法第２０条第３項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の１０日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

２　意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

（弁明書の記載事項）

第10条　令第１条の２において準用する行政手続法第２１条第１項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書にかかる事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第11条　令第１条の２において準用する行政手続法第２４条第１項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第３号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

(1) 意見の聴取の件名
(2) 意見の聴取の期日及び場所
(3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所
(4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
(5) 当事者等の弁明の要旨（提出された弁明書における弁明を含む。）
(6) 提出された証拠の標目
(7) その他参考となるべき事項

２　意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

３　令第１条の２において準用する行政手続法第２４条第３項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
(2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
(3) 前号の意見についての理由

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第12条　令第１条の２において準用する行政手続法第２４条第４項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

２　委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第13条　委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第１条の２において準用する行政手続法第２２条第２項本文及び第３項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第14条　令第１条の２において準用する行政手続法第１５条（第２項第２号を除く。）、第１６条、第２１条、第２３条及び第２４条第１項から第３項までの規定は、法第１０条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第２１条第１項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第２３

条第１項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第２４条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

（準　用）

第15条　第２条から第６条まで、第９条から第１１条まで及び第１３条の規定は、法第１０条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附　則

この規程は、平成６年１２月５日から施行する。

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。（平成１２年３月２２日一部改正）

この規程は、平成２４年１月１０日から施行する。（平成２４年１月１０日一部改正）